

千葉地方裁判所委員会（第1回）議事概要

千葉地方裁判所委員会

1 日 時

平成15年11月18日（火）午後1時30分から午後4時10分まで

2 場 所

千葉地方裁判所第1会議室

3 出席者

【委員】

（1号委員 9人）

赤田靖英（千葉日報社）、池永静枝（千葉市）、久保形法子（調停委員）、高田廣（千葉銀行）、高野真光（日本放送協会）、田辺英夫（千葉県）、長澤幹男（司法書士）、三善勝代（和洋女子大学）、村山真維（千葉大学）

（2号委員 2人）

大島有紀子（弁護士）、酒井正利（弁護士）

（3号委員 1人）

柏村隆幸（検察官）

（4号委員 2人）

阿部文洋（千葉地裁所長）、井上稔（千葉地裁民事部総括判事）

【運営委員】

下山保男（千葉地裁刑事部総括判事）、川本健（千葉地裁民事首席書記官）、久光彰（千葉地裁刑事首席書記官）、古味晃（千葉地裁事務局長）、長瀬光信（千葉地裁総務課長）、中里裕史（千葉地裁総務課課長補佐）

4 議 事

(1) 所長あいさつ

(2) 委員及び運営委員の自己紹介

(3) 委員長を選任（互選）（発言内容は、別紙1のとおり）

【選任された委員長】

阿部文洋（千葉地裁所長）

【了承事項】

当委員会の運営が軌道に乗った時点で、委員の発議により、改めて委員長の選任を行うことを検討する。

(4) 委員長就任あいさつ

(5) 議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項（各発言内容は、別紙2のとおり）

ア 開催回数について

【了承事項】

当委員会は、原則として、年2回開催する。ただし、委員からの要望がある場合には、随時、全委員に諮った上で開催を決するなど、弾力的に運用する。

イ 委員会の招集手続について

【了承事項】

定例の開催日については、開催日において次回の開催日を決め、これをもって当委員会の招集に代える。

臨時の開催日については、委員長名義による招集通知書を各委員に発出する方法により当委員会の招集を行う。

ウ 議事概要の作成及び公表について

【了承事項】

当委員会の議事の結果については、「議事概要」を作成し、その内容について全委員の了承を得た上で、これをインターネットの千葉地方裁判所のホームページに掲載するとともに、報道機関（千葉地裁社会部記者会加盟の新聞社等及び民放テレビ記者クラブ加盟の放送局）に交付する方法により公表する。ただし、公表に係る「議事概要」には、発言委員の氏名を記載しない。

エ 議事の公開について

【了承事項】

当委員会の議事については、報道機関に対し、冒頭部分（委員長あいさつまで）のみに限り、写真撮影（ビデオ撮影）取材及びペン取材を認める限度で公開する。

なお、報道機関から要望がある場合には、委員会終了後、必要に応じて、委員長等による事後レクを行う。

(6) 概況説明

事務局、民事部及び刑事部の各概況についての説明

(7) 意見交換テーマ（発言内容は、別紙3のとおり）

【了承事項】

次回の開催日における意見交換テーマを「より利用しやすく、親しみやすい裁判所とするための方策について」とする。

(8) 千葉地方裁判所委員会（第2回）の開催について（発言内容は、別紙3のとおり）

【了承事項】

第2回の当委員会の開催日を平成16年5月27日（木）午後1時30分から午後3時30分までとする。

なお、第2回の開催日までの間に、希望する委員に対し、法廷傍聴及び庁舎見学を実施する。

(9) その他

【了承事項】

当委員会は、特に部会を設けることはしないこととする。

5 配布資料

(1) 式次第

(2) 規則等

ア 地方裁判所委員会規則（平成15年最高裁判所規則第9号）

イ 千葉地方裁判所委員会規程（平成15年千葉地方裁判所規程第1号）

(3) 名簿

ア 千葉地方裁判所委員会委員名簿

イ 千葉地方裁判所委員会運営委員会構成員及び庶務担当者名簿

(4) 意見交換テーマに関するアンケート結果

(5) 参考資料

ア 広報テーマ（平成15年5月）、同（平成16年1月）

イ 新聞記事

ウ 司法の窓（第63号）

エ 「裁判所ナビ」、「法廷ガイド」

ウ 「裁判所データブック2002」、「同2003」（事前配布）

以 上

(別紙 1)

委員長の選任

(:委員長, :委員, :司会(運営委員))

地方裁判所委員会規則(平成15年最高裁判所規則第9号。以下「規則」という。)第6条の規定に基づき、当委員会の委員長の選任について協議願いたい。

実現可能で、かつ、建設的な意見を短時間の間に有効に取りまとめて、効率的に議事を進めていく役割、委員会の運営や、特に、事前の準備などを円滑に行う役割、対外的にも意見を述べたり、責任を持って外部に発信していく役割などの委員長の主な役割からすれば、裁判所委員を委員長に選任するのが適当とも思われるが、当委員会の本来の趣旨、すなわち、裁判所の諮問に対して意見を述べるという性質からすると、諮問する側の長と意見を受ける側の長が同一であるというのは、疑問を感じざるを得ない。学識経験者から選任するのが相当ではないか。

同意見である。当委員会が、国民の健全な良識を求めるといふ当委員会の目的からすると、裁判所委員が委員長となることには、対外的にも問題があり、裁判官や弁護士よりも、規則上も筆頭に掲げられ、重んじられている学識経験者の中から委員長を選任するのが適当である。本日結論が出ないようであれば、裁判所には運営委員会が設置されており、当委員会の運営には特に支障を来すことはないであろうから、しばらく様子を見て、さらに議論した上で選任することも考えられる。

初めての開催であり、当委員会のイメージもつかめていない状況なので、何とも言えない。

規則第2条には、当委員会は、諮問に応ずるとともに意見を述べるものとされているが、要は公平な見地から当委員会を運営していただければよいのであって、意見を聞く立場の長であっても、地裁所長に委員長を引き受けていただくのがよろしいかと思う。

委員長は、規則上、互選することになっているので、規則上、差し障りがなければ、地裁所長に委員長を引き受けていただいてもよろしいのではないか。

司法について必ずしも明るくないので、司法関係をよく理解されている委員に委員長になっていただければよろしいのではないか。

国民の意見を聞いてこれを裁判所の運営に反映させるということからすると、意見交換等の際に議長となる委員長には、裁判所の実情を説明したり、質問に答えるといったことが進行役となっていていただく必要があろうから、委員長には、裁判所の実情等をよく知っている裁判所の委員になっていただくのが合理的である。また、裁判所の委員の方が、事務方への開催準備、資料の収集等の指示もしやすいのではないか。

意見を実行していくのは、確かに裁判所ではあるが、意見を述べるということとは別である。司法に精通している裁判所に率直に素朴な意見を言うことはなかなか勇気のいることである。話しやすい雰囲気を作るといふ面からも、司法関係者以外の委員を委員長に選任すべきではないか。

国民の意見を反映させるためには、1号委員から選任するのが妥当である。ただし、

当初の進行を考え、当分の間ということで期限を決めて委員長を引き受けていただくこととするのであれば、地裁所長で差し支えないと考える。半年なり2回程度開催してみた後の当委員会が軌道に乗った段階で改めて選任することでもよろしいかと思う。

当委員会の委員は、全員良識のある方々であるから、だれが委員長に選任されたとしても、物を言いにくいという懸念はないであろう。一定の期間内で運営していくとすれば、裁判所のことを了知している委員が議事進行等を行った方が、より良い意見が出ると思う。当分の間、地裁所長に委員長を引き受けていただいて、運営していく中で都合が悪いということになれば、その時点で再考するということでもよろしいのではないかと思う。

当分の間、地裁所長に委員長を引き受けていただいて、委員会が軌道に乗った段階で互選することとするのがよろしいかと思う。

暫定的に所長でという意見も出ているところである。これを覆してまで他の委員を選任するまでのことはないので、そういう方向でよろしいかと思う。

地裁所長のこれまでの御功績、見識の広さ、人柄等にかんがみても、地裁所長に委員長を引き受けていただくことに何ら問題はないと考える。

見識が広い委員が委員長として相応しいのであれば、なおのこと学識経験者の中から委員長を選任すべきである。

暫定的に地裁所長に委員長を引き受けていただくということであるが、どの程度の期間か。期間を区切っておいた方がよいのではないか。

当初の進行をみた上で決めることとしてはいかがか。

当初の2回、3回ということになるのではないか。

当分の間ということで、地裁所長が委員長に選任されたということでもよろしいか。

以上

(別紙2)

議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項

(:委員長, :委員, :運営委員)

1 開催回数について

当委員会の開催回数について意見を伺いたい。千葉地方裁判所委員会規程(平成15年千葉地方裁判所規程第1号。以下「規程」という。)第5条には、当委員会の開催について、原則として、年2回開催するとされている。

規程第5条によって、当委員会の開催回数が既に定められているということなのか。

規程第5条には、原則年2回と定められているが、これは飽くまで原則であり、今後、これをどのように弾力的に運用していくかという点について、御意見を伺いたい。

規程と規則第9条の関係が判然としない。

規程は、当委員会の運営という司法行政事務を、裁判所としてどのように行っていくかという観点から、司法行政上の規則制定権に基づいて定められたものであるが、当委員会の議事等については、飽くまで規則第9条に基づき、委員の方々の御意見に基づき決定されるものであり、当委員会の議事の在り方を規程に縛られるものではない。

原則年2回ということは、0回ということではなく、逆に2回は必ず開催するという趣旨であろうが、全国的には多数回開催するという裁判所が多いと聞いているし、立上げ当初にあっては、特に複数回開催するということで、積極的に運用してもらいたい。

回数にとらわれずに、必要に応じて、次回をいつ開催するのかといったように、時期の問題として議論するのかよろしいのではないか。

年2回は必ず開催することとし、委員からの要望があれば、各委員に諮った上で開催を検討するなど、弾力的に運用していくということによろしいか。

2 招集手続について

委員会の招集権者は、規則第6条第2項の定めにより、委員長がこれに当たることになると考えている。ただし、委員会の招集に当たっては、委員から要望があれば、各委員に諮った上で招集を検討するなど、弾力的な運用を図っていきたいと考えている。特に御意見があれば伺いたい。

なお、定例の開催の場合には、次回期日を決めた段階で招集があったこととし、臨時の開催の場合には、委員長名義の招集通知書を送付して招集する取扱いとさせていただくこととしたい。

3 議事概要の作成及び公表について

議事概要を作成の上、これをインターネットや報道機関に公表することについて、また、この場合に、議事概要に発言委員の氏名を明記するかどうかについて、御意見

を伺いたい。

立場を意識した発言をするので、氏名を記載することは差し支えないが、他の委員の意見を伺いたいと思う。

肩書きや氏名が記載されて公表されると、所属組織の代表としての意見と受けとられかねないため、氏名を記載することには消極である。

氏名を記載されると、率直な意見を言いにくくなる。他方、氏名の記載は、責任ある意見につながる。また、組織を代表した意見と受け取られるのも困る。他の委員会等での取扱いは、どのようになっているのか。

各委員会の趣旨等に応じて、様々な取扱いがされているようである。

率直な意見を言うのであれば、氏名を記載しない取扱いが相当であろう。

ホームページには、議事概要をそのままの形で搭載することになる。

インターネット上に氏名を公表されることには、抵抗感がある。

ある事項を決定するような場合には、この意見を述べた人は何人という形で記載すれば足りると考えられるし、氏名を特定されるのは、困る。

公務員の場合には、氏名の公表までしていないのではなかろうか。

議事概要に氏名を明記されることに差し支えがあるという委員が一人でもいる以上、反対をおしてまで氏名を明記する取扱いとすることは妥当ではないと考えられるので、議事概要には、発言委員の氏名を明記しない取扱いとしたい。

議事概要を公表する方法としては、他にどのようなことが考えらるか。

市町村の広報誌への登載依頼等が考えられよう。

裁判所を理解してもらうということからも、広く公表するのに越したことはないと思う。

議事概要については、裁判所のホームページへの掲載と報道機関への交付という方法で公表する取扱いとしたい。

4 議事の公開について

委員会の議事について、どの程度報道機関の取材を認めるかという点について御意見を伺いたい。率直な意見交換を尊重するならば、撮影取材、ペン取材とも、冒頭部分、すなわち委員長の冒頭あいさつまでに限るのが、相当ではないかと考えているが、いかがか。

公開しないのは時代に逆行することになるため、公開するのが妥当であるが、各委員の立場、自由な意見交換や議論との関係もあるので、いちがいには言いにくい部分もある。

いわゆる傍聴もないとすると、取材そのものがなくなるのではないか。

テレビ等で、一般的に目にするのは、冒頭部分だけのようである。

議員が市民の立場で傍聴することがあるようである。

議事概要を公表するということもあり、これによって、公開の趣旨を含むとも考えられるので、冒頭部分のみの取材で差し支えないと考える。

当委員会の冒頭部分のみについて、報道機関の写真撮影取材及びペン取材を認めるという取扱いにすることとしたい。

なお、要望がある場合には、必要に応じて、委員長等による事後レクを実施することとしたい。

以 上

(別紙 3)

(: 委員長 , : 委員 , : 運営委員)

1 意見交換テーマについて

各委員から交換テーマについてアンケートを求め、これを集約したものを本日席上配布させていただいている。多方面の方々に委員になっていただいている関係もあり、最初から専門的なテーマについて御意見を交換していただくよりも、当初は、「比較的入り込みやすい」より利用しやすく、親しみやすい裁判所とするための方策について、辺りから御意見を交換していただければいかがかと考えるが、この点について御意見を伺いたい。

分かりやすいのでよいのではないか。

最初のテーマとしては、よいのではないか。

裁判の開廷について、利用しやすいという面からは、例えば、休日や夜間の実施等について検討するののも一つの方法であると思われる。

それは、利用しやすい裁判所の一つの方策ということで、今後御協議いただくことになると考えられる。

次回の当委員会においては、先程述べたテーマについて意見交換を行っていただくこととする。

2 千葉地方裁判所委員会（第2回）の開催について

年2回の開催ということであるから、次回の当委員会は、平成16年5月の下旬（5月24日から28日）辺りに開催するということになるが、いかがか。また、時間については、午後1時30分から2時間程度でいかがか。

火曜日は都合により差し支える。

開催準備等の事務処理の面からは、週半ばの開催を望む。

午前中に開催されなければ差し支えない。

平成16年5月27日（木）午後1時30分から、次回の当委員会を開催することとし、これをもって次回の招集とする。

なお、裁判所では、次回の期日までに、希望する委員について、法廷傍聴を実施したいと考えているので、この点については、改めて御案内することとしたい。

今後の意見交換の参考とするため、法廷傍聴のほか、受付相談窓口等の庁舎見学も実施していただきたい。

以上